明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う経済産業省令・原子力規制委員会規則の整理等に関する命令（**経済産業・原子力規制委**一）　一

〔規　則〕

○原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（**原子力規制委**四）　四

○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（**同**五）　一三

○実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（**同**六）　一四〇

○実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則（**同**七）　一五四

○実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（**同**八）　一五六

○研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（**同**九）　一六二

○研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（**同**一〇）　一七〇

○研究開発段階発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則（**同**一一）　一八一

○研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（**同**一二）　一八三

〔告　示〕

○電気事業法の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令の廃止（**経済産業・原子力規制委**一）　一八九

○原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示（**経済産業・原子力規制委**二）　一九二

○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十一条第二号に規定する溶接安全管理審査を受ける必要がある組織として原子力規制委員会が定める件（**原子力規制委**一〇）　一九二

○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示（**同**一一）　一九二

○研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三十七条第二号に規定する溶接安全管理審査を受ける必要がある組織として原子力規制委員会が定める件（**同**一三）　一九二

省　令

○経済産業省令・原子力規制委員会規則第一号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う経済産業省令・原子力規制委員会規則の整理等に関する命令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

経済産業大臣　茂木　敏充
原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う経済産業省令・原子力規制委員会規則の整理等に関する命令

（発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第一条　発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「経済産業大臣及び原子力規制委員会」を「原子力規制委員会及び経済産業大臣」に改める。

第三十四条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二十六条」を削り、「規定は」を「規定は、」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第十九条から第二十三条までの規定は、原子力発電所に施設するガスタービンについて準用する。

別記様式中「経済産業大臣殿」を「原子力規制委員会殿　経済産業大臣」に改める。

（発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令の廃止）

第二条　発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十三号）は廃止する。

（電気事業法の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令の廃止）

第三条　電気事業法の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令（平成十五年経済産業省令第百十一号）は廃止する。

（原子力発電工作物の保安に関する省令の一部改正）

第四条　原子力発電工作物の保安に関する省令（平成二十四年経済産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、原子力設備（補助ボイラーに属するばい煙（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の処理設備（以下「ばい煙処理設備」という。）を除く。次項において同じ。）については、第三号に掲げる事項を定めることをもって足りる。

第四条第三項を削り、同条第四項ただし書を次のように改める。

ただし、原子力設備については、第二号に掲げる事項を定めることをもって足りる。

第四条第四項第八号を削り、同項第七号を同項第八号とし、同項第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中「関すること」の下に「次号に掲げるものを除く。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二　主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。